

仁木町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月27日
仁木町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

仁木町においては、北海道の西部に位置し、恵まれた気象条件の下、果樹をはじめ、水稲、野菜を主要作物として農業生産を展開し、高収益を図るため果樹・野菜の施設園芸が多く導入されている。

しかしながら、それぞれの地域において、その地域性や立地条件に即応した営農を展開していることから各地域の農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、農業者の高齢化や後継者不足による農業人口の減少に伴い、今後、遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化や新規参入の促進に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員がそれぞれの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、仁木町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する仁木町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期に合わせて検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年4月)	1, 480 ha	0 ha	0.00 %
目 標 (令和7年4月)	1, 480 ha	0 ha	0.00 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。
- ② 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ③ 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年4月)	1, 480 ha	1, 170 ha	79.1%
目 標 (令和7年4月)	1, 480 ha	1, 188 ha	80.3%

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想水準 到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和4年4月)	309戸 (304戸)	85 経営体	23 経営体	81 経営体	0 経営体
目 標 (令和7年4月)	309戸 (304戸)	85 経営体	23 経営体	81 経営体	0 経営体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。

注3：目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成について、仁木町と協力して取り組む。
- ② 仁木町、農地中間管理機構、新おたる農業協同組合等と連携し、農地の流動化を促進する。
- ③ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権の設定を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和4年4月)	5 経営体 (12.3 ha)
目 標 (令和7年4月)	5 経営体 (9.0 ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関・団体と連携し、就農希望者の相談会や現地見学を随時実施する。
- ② 貸付けや譲渡が可能な農地等の情報収集を行い、就農希望者へ情報提供を行う。
- ③ 農業経営の法人化や新規就農、企業の農業参入等検討、促進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

仁木町において作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、仁木町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられる担い手への農地の利用調整
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力